

# すぎなみの監査

～平成28年度 監査実施結果の概要～

平成29年5月

杉並区監査委員

## 目 次

### I 平成28年度 監査の概要

1 基本方針	1
2 実施状況	1
3 改善状況等の把握	2

### II 各種監査について

#### 1 定期監査

1 実施期間	3
2 重点事項	3
3 方法	3
4 対象	3
5 結果	4

#### 2 工事監査

1 実施期間	10
2 方法	10
3 対象	10
4 結果	11

#### 3 財政援助団体等監査

1 実施期間	12
2 方法	12
3 対象	12
4 結果	12

#### 4 行政監査

1 テーマ選定の趣旨	20
2 監査の主な視点	20
3 実施期間	20
4 監査対象と対象部局	20
5 実施方法	21
6 結果及び意見要望	21

#### 5 住民監査請求による監査

平成28年度 杉並区監査方針	31
平成28年度監査に関与した監査委員	34

# I 平成28年度 監査の概要

## 1 基本方針

平成28年度の監査は、公正、かつ、効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に実施することとしました。（「平成28年度杉並区監査方針」（31頁））

- (1) 事務事業について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- (2) 指摘等に対する改善状況を適切に把握し、監査の実効性を高める。
- (3) 区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

## 2 実施状況

監査方針及び監査実施計画に基づき、以下のとおり監査等を実施しました。

### 1 定期監査（地方自治法（以下「自治法」という。）第199条第1項及び第4項） 3頁～

区において執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施しました。

- 対象：庁内各課及び68施設
- 結果：指摘が3項目6件、注意が13項目19件、意見・要望が1項目1件ありました。

### 2 工事監査（自治法第199条第1項及び第5項） 10頁～

随時監査として、区において執行された工事を対象に、計画・施工等の技術的な面と経済性・効率性などの財務的な面等を監査しました。

- 対象：建築工事2件、土木工事1件
- 結果：意見・要望が5項目5件ありました。

### 3 財政援助団体等監査（自治法第199条第7項） 12頁～

区が補助金等を交付した団体、出資している団体、区立施設の指定管理者を対象に、補助金の使途、事業運営状況等を監査しました。

- 対象：補助金等交付団体62団体、出資団体3団体、指定管理者5団体
- 結果：指摘が2項目2件、注意が7項目9件、全体を通しての意見・要望がありました。

### 4 行政監査（自治法第199条第2項） 20頁～

区の事務事業の中から、テーマを選定して監査しました。

- テーマ：有料頒布刊行物、販売物品及び金券類の管理について
- 結果：区における有料頒布刊行物、販売物品及び金券類の管理に関し、改善の余地があると認められる18項目に関して意見・要望を述べました。

## 5 住民監査請求による監査（自治法第242条） 28頁～

区長等の執行機関による公金の支出等が違法又は不当であるとして提出された住民監査請求について監査しました。

- 請求：6件
- 結果：請求に理由がないため棄却したもの（一部却下したものを含む。）が5件、住民監査請求の要件を欠くため却下したものが1件ありました。

## 6 決算等審査（自治法第233条第2項及び第241条第5項）

区長から付託された一般会計及び特別会計に係る決算並びに基金の運用状況について、審査しました。

- 対象：決算5件、基金2件
- 結果：計数に誤りはなく、予算執行、財産管理及び運用基金の管理は全体として適正であると認められました。決算審査意見書には、決算審査の結果を概括した総合的判断及び今後の区政運営について5項目の意見・要望を付しました。

## 7 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

区長から付託された健全化判断比率等について、審査しました。

- 対象：健全化判断比率4件、健全化判断比率に関する算定様式
- 結果：適正に算定され、計数に誤りはなく、財政が健全であることが認められました。

## 8 例月出納検査（自治法第235条の2第1項）

区の現金の出納について、毎月例日を定めて検査するとともに、財政収支の動向や資金の運用状況等について、会計管理者から報告を受けました。

- 対象：各会計の現金及び歳入歳出外現金
- 結果：各月の計数に誤りはなく、現金や証書類の保管は適正であることを確認しました。

# 3 改善状況等の把握

各監査における指摘等については、次のように改善状況等を把握しています。

- 指摘：監査結果に基づき講じた措置について通知を受け、措置状況を公表しています。（自治法第199条第12項）
- 注意：文書により是正又は改善状況について報告を受けています。
- 意見・要望：必要に応じて文書により報告を受けています。

指摘：内容が重大であると判断したもの  
注意：指摘に比較し軽易なもの  
意見・要望：その趣旨を今後の事務事業等に生かすよう求めるもの

## Ⅱ 各種監査について

定期監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査及び住民監査請求による監査のあらまはは、以下のとおりです。（なお、監査結果等は要約しています。）

### 1 定期監査

#### 1 実施期間

平成28年4月から平成29年3月まで

#### 2 重点事項

監査を効果的に実施するために、次の重点事項を設けました。

- (1) 随意契約について
- (2) 履行確認について
- (3) 施設の安全管理について

#### 3 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認を行いました。また、庁外施設については、施設の管理状況等の実地監査を行いました。

#### 4 対象

庁内全部局及び施設規模などにより選定した下記の68施設を対象にしました。

区民生活部 (6施設)	区民事務所(2所: 井草・荻窪)、地域区民センター(2所: 井草・荻窪)、 産業振興センター、富士学園(区外施設)
保健福祉部 (33施設)	障害者地域相談支援センター(すまいる高円寺)、なのはな生活園、障害者福祉会館、視覚障害者会館、 ゆうゆう館(4所: 方南・和泉・下井草・荻窪東)、保育園(7所: 本天沼・杉並・阿佐谷南・阿佐谷北・阿佐谷 東・高円寺東・堀ノ内)、子供園(2所: 下高井戸・堀ノ内)、保育室(2所: 荻窪・堀ノ内)、児童青少年セン ター(児童青少年課)、児童館(8所: 本天沼・東原・高円寺東・永福南・方南・高円寺中央・高円寺南・阿 佐谷南)、福祉事務所(2所: 荻窪・高円寺)、杉並保健所、保健センター(2所: 荻窪・上井草)
都市整備部 (3施設)	北公園緑地事務所、蚕糸の森公園管理事務所、柏の宮公園管理事務所
環境部 (1施設)	杉並清掃事務所
教育委員会 (25施設)	済美教育センター、松ノ木運動場、和田堀公園野球場、塚山公園運動場、中央図書館、地域図書館(2 所: 高円寺・南荻窪)、郷土博物館(分館含む)、小学校(11校: 杉並第七小学校、西田小学校、杉並第六 小学校、永福小学校、沓掛小学校、杉並第十小学校、杉並第三小学校、杉並第一小学校、杉並第九小 学校、八成小学校、杉並第二小学校)、中学校(6校: 高南中学校、松溪中学校、高円寺中学校、井草中 学校、東田中学校、阿佐ヶ谷中学校)

## 5 結果

指摘が3項目6件、注意が13項目19件、意見・要望が1項目1件あり、改善を求めました。

なお、このほかに比較的軽微で現場指導とした事項が17項目1,311件ありました。

### (1) 指摘

#### <施設の安全管理について>

#### ア 消防用設備等の改修が必要な区立学校に対する指導の更なる強化に取り組む必要があるもの

平成27年度の定期監査において、区立学校消防用設備等点検結果報告書に基づき不良箇所の改修が実施されていない区立学校が複数あり、当該区立学校に速やかな改修の実施と学校整備課に各区立学校への指導強化に取り組むように注意を行った。これに対して教育委員会から平成28年4月15日付けで改善に関して報告を受けた。

しかしながら、平成27年12月から平成28年1月までの区立学校消防用設備等点検結果報告書において小学校14校、中学校7校に設備等の不良が報告されていたにもかかわらず、学校整備課において各区立学校に対する改修指示が不十分であったほか、改修状況の調査が行われておらず、平成28年7月から8月までの点検時においても同一箇所が不良となっていた。

(学校整備課)

#### イ 防火管理に係る消防計画で定められた事項が適切に実施されていなかったもの

消防法施行令の規定に基づき済美教育センターでは「杉並区立済美教育センター消防計画」を策定しているが、平成27年度以降、当該消防計画で定められた①自衛消防訓練が一部未実施、②消防機関への自衛消防訓練の未通報及び避難訓練の実施記録の未作成、③建物及び消防用設備等の自主点検記録の未作成、④火元責任者の出火防止及び避難安全等の確認チェック表の未記載などがあった。

(済美教育センター)

#### <現金及び物品の出納保管状況について>

#### ウ 薬品(毒物劇物)が適正に管理されていなかったもの

① 「杉並区立学校安全対策の手引き(理科実験編)」によると、水銀、メタノール等の毒物劇物を管理する場合は、管理体制、注意及び確認事項等を定めた医薬用外毒物劇物危害防止管理規定を設け、同規定に基づき「医薬用外毒物劇物管理簿」(以下「管理簿」という。)を作成し、その使用状況、使用者、規格等を記載するとともに、管理責任者(副校長)は、年度当初及び定期的に内容を確認することとされている。

しかしながら、毒物劇物を保有していたが管理簿に記載していなかったものや管理責任者の確認が行われていなかったものなど、毒物劇物が適正に管理されていなかった。

また、済美教育センターにおいては、平成28年度に手引きの改定を行うとともに、各学校に通知を發して毒物劇物の適正管理を進めているが、更に安全管理体制が強化されるよう担当者への研修の実施、管理状況の検証が必要な事案があった。

(済美教育センター、杉並第九小学校、松溪中学校)

- ② 杉並区立済美教育センター毒物劇物危害防止管理規定によると、「毒物劇物は所定の保管場所、保管庫に保管するとともに、保管庫は常時施錠し、必要なときにだけ開ける」こととされている。

しかしながら、劇物である「アンモニア水（濃度28%、500ml、残量1/4）」及び「過酸化水素水（濃度30%、500ml、残量1/4）」を、薬品保管庫ではなく、施錠することができない「冷蔵庫」で保管している事案があった。

(済美教育センター)

## (2) 注 意

### <随意契約について>

#### ア 見積書の徴取数が不足しているもの

「契約事務の手引き」によると、合理的理由がある場合を除き、予定価格が30万円を超え50万円以下の場合は、3～4者から、見積書を徴取することとされている。

しかしながら、予定価格が30万円を超える随意契約案件で、見積書を3者以上から徴することなく契約している事案があった。

(国保年金課)

#### イ 業者指定の手続きをせず1者のみの見積書で契約していたもの

「契約事務の手引き」によると、発注する案件の内容、性質及び適格者数により合理的理由がある場合を除き、契約の種類、予定価格により見積書を徴取する者の数を定めている。また、合理的理由があり、結果的に1者見積になるものは、具体的な理由を起案本文に記載するとしている。

しかしながら、業者指定の手続きがなされないまま、1者のみの見積書の徴取で契約している事案があった。また、一部の契約については、区外事業者1者のみの見積書の徴取で契約していた。

(保育施設担当)

#### ウ 履行後に契約していたもの

杉並区契約事務規則によると、契約の相手方を決定したときは、契約書を作成しなければならないとされ、契約書の作成を省略する場合においても、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならないこととされている。

しかしながら、杉並清掃事務所における平成28年2月28日施工の雑排水ポンプ

取替修理契約（契約金額474,120円）について、履行から約1か月後の平成28年3月24日に請書を徴し、事後に契約している事案があった。

（杉並清掃事務所）

## エ 不適切な分割発注をしていたもの

杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則によると、印刷請負については、主管課長に権限が委任されている契約の限度額は1件50万円以下であり、50万円を超え3千万円未満の契約については、経理課長に権限が委任されている。

しかしながら、契約日及び契約業者が同一であり、また、納入期限が近接した日付であることから、本来1契約として経理課長に契約締結依頼をすべき契約であるにもかかわらず、主管課で分割して契約している事案があった。

（郷土博物館）

## オ 契約の履行確認及び金券類の管理が適正に行われていなかったもの

杉並区契約事務規則によると、「契約の履行に関する検査は、（中略）当該契約の給付の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、これを行わなければならない」こととされている。

また、「金券類等の適正な管理について（平成26年11月14日付け26杉並発第43491号会計管理者通知）」（以下「会計管理者通知」という。）によると、「金券類の購入により現品の引渡を受けたときは、引渡（購入）数量が分かる書類と照合し、速やかに金券等受払簿に記帳する」こととされている。

しかしながら、切手の購入契約において、100円切手を50枚購入としているにもかかわらず、契約業者が誤って納入した100枚をそのまま受領し、金券等受払簿に記帳している事案があった。

（八成小学校）

## カ 契約の履行確認が適正に行われていなかったもの

杉並区契約事務規則によると、「契約の履行に関する検査は、（中略）当該契約の給付の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、これを行わなければならない」こととされている。

しかしながら、教職員住宅における樹木剪定及び薬剤散布委託契約においては、実際に業務が完了したのは履行期限後であったにもかかわらず、書類上では履行期限内に履行確認をしたこととしており、契約の履行確認が適正に行われていない事案があった。

（庶務課）

## <現金及び物品の出納保管状況について>

### キ 現金出納簿の残額と現金が一致していなかったもの

会計事務規則によると、「出納員は、現金出納簿を備え、現金の出納整理をし



なければならない。」と規定されている。また、「会計事務の手引き」によると、「管理者としての責任において適切に保管しなければならない」とされている。

しかしながら、平成28年11月11日に現金出納簿の支払金額の記載に誤りがあり、また、日々の確認を怠っていたため、現金出納簿の残額と現金に不整合が見られた。

(杉並福祉事務所 高円寺事務所)

#### ク 年間使用枚数を超える大量の郵券を購入していたもの

会計管理者通知によると、物品管理者は、金券等については計画的に購入を行い、必要以上の枚数が在庫とならないよう留意することとされている。

しかしながら、郵券について在庫があるにもかかわらず、年間使用枚数を超えて大量に購入し、必要以上の在庫を保有している事案があった。

(区民課)

#### ケ 金券類等の現在高の確認が十分に行われていなかったもの

区では、杉並区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱に基づき、ひとり親家庭に対し、①東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券（補助金額：1,500円）、②杉並区ひとり親休養ホーム日帰り施設特別利用券（東京ドームシティアトラクションズ・サンリオピューロランド）（補助金額：1,500円）を交付している。

会計管理者通知によると、各月末に受払簿の残枚数と現品との照合を行うこととされている。

しかしながら、平成28年9月1日の監査当日において、受払簿と現品の残枚数が一致していない事案があった。

(子育て支援課)

#### コ 金券等受払簿が適切に記載されていなかったもの

杉並区物品管理規則によると、「物品管理者は、金券類その他会計管理者が必要と認める物品については、物品受払簿を備え、その使用状況及び残高を明らかにしておかなければならない」とされている。

また、会計管理者通知によると、「金券類の購入により現品の引渡しを受けたときは、引渡（購入）数量が分かる書類と照合し、速やかに金券等受払簿に記帳する」とされている。

しかしながら、平成28年2月25日に「280円切手が50枚、310円切手が50枚」納入されているにもかかわらず、翌年度の平成28年4月4日に記帳している事案があった。

(西田小学校)

## ＜予算の執行状況について＞

### サ 委託契約の仕様書の定めと異なる金額で支払がされていたもの

議事録作成委託契約の契約金額を「1時間18,480円（税抜き）、1時間を超える場合は15分ごとに1時間単価の1/4の金額を加算する」としているにもかかわらず、2時間15分（10:00～12:15）の議事録作成経費の支払いにおいて、44,906円（18,480円×2.25時間（2時間15分）+税）を支払うべきところを、契約業者からの請求どおりに42,910円（18,480円×2.15時間（2時間9分）+税）を支払っている事案があった。

（学校整備課）

## ＜施設の安全管理について＞

### シ 消防用設備等の改修を実施する必要があるもの

① 平成27年12月に実施された消防用設備等点検の点検結果報告書において、消防用設備等が不良とされていた。

しかしながら、必要な改修が十分に行われていなかったため、平成28年5月に実施された消防用設備等点検の点検結果報告書においても、同じ不良内容となっていた。

当該事実について、施設の運営事業者から所管課に報告がなされておらず、所管課は十分に問題を把握していなかった。

（富士学園）

② 平成27年9月に実施された消防用設備等点検の点検結果報告書において、消防用設備等が不良とされていた。

しかしながら、必要な改修が行われていなかったため、平成28年3月に実施された消防用設備等点検の点検結果報告書においても、同じ不良内容となっていた。

（井草森公園管理事務所、柏の宮公園管理事務所）

## ＜勤怠管理について＞

### ス 移動時間を含めて超過勤務手当が請求されていたもの

「給与の手引き」によると、「移動時間については、休憩時間とは別途の扱いとなるとともに、原則として超過勤務手当の対象とならない」こととされている。

しかしながら、庶務事務システムの超過勤務命令簿に、移動時間の入力漏れがあったために、移動時間を含めて超過勤務手当が請求されている事案があった。

（庶務課、学務課、学校支援課、生涯学習推進課、スポーツ振興課）

### (3) 意見・要望

#### 薬品（毒物劇物）管理簿の薬品残量の表記の見直しを検討する必要があるもの

済美教育センターの薬品（毒物劇物）管理簿（以下「管理簿」という。）の薬品残量欄には、容器に対する薬品の割合（1/4、1/3等）を記載している。

しかしながら、未開封の状態ですべての容器一杯入っていない薬品の場合、少量しか使用していないにもかかわらず、残量が「1/2」と記載されることとなるなど、管理簿上の使用量と実際の使用量に齟齬が生じることとなる。

管理簿の薬品残量の表記の見直しを検討されたい。

（済美教育センター）

## 2 工事監査

### 1 実施期間

平成28年8月から平成29年4月まで

### 2 方法

- (1) 提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び関係資料の確認を行うとともに、工事施工状況等を現地監査しました。
- (2) 設計、積算、施工等の専門的技術分野に関する事項については、専門的知識を有する技術士の団体に工事技術調査を委託し、その調査報告を監査の参考としました。

### 3 対象

平成28年度に着手した工事及び平成28年度以降に竣功となる工事で、契約金額1億5,000万円以上の工事又は契約金額1億5,000万円未満の重要性のある工事から選定した次の3工事を対象にしました。

#### (1) 杉並区立杉並保育園移転改築建築工事等（竣功監査）

- 対象課：営繕課、施設整備担当、経理課、保育施設担当
- 工期：平成27年10月20日から平成28年11月16日まで
- 契約金額：412,238,592円
- 構造規模：鉄骨造 地上2階建
  - 敷地面積 1,056.14m<sup>2</sup>
  - 建築面積 517.54m<sup>2</sup>
  - 延床面積 853.57m<sup>2</sup>

#### (2) 仮称下高井戸公園パークステーションI建設建築工事等（竣功監査）

- 対象課：営繕課、施設整備担当、経理課、みどり公園課、防災課
- 工期：平成27年6月18日から平成29年2月28日まで
- 契約金額：258,523,920円
- 構造規模：鉄骨造 地上2階建て
  - 敷地面積 26,232.42m<sup>2</sup>
  - 建築面積 349.44m<sup>2</sup>
  - 延床面積 569.01m<sup>2</sup>

#### (3) 仮称下高井戸公園第一期整備工事その2（竣功監査）

- 対象課：経理課、みどり公園課
- 工期：平成28年4月2日から平成29年3月24日まで

- 契約金額： 503,972,280 円
- 施工面積： 約 3 ha
- 主な工種： 施設撤去工、植栽工、施設整備工（給水排水電気設備）、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設等整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、防災施設工

## 4 結果

監査を実施した工事 3 件については、全体として適正であると認められました。なお、監査委員からの意見・要望が 5 項目 5 件あり、改善等を求めました。

### (1) 意見・要望

#### ア 階段踊り場の手摺について

2 階階段踊り場に設置されている 2 段の手摺に園児が上るおそれがあり、転落等の危険性があるので改善されたい。（杉並保育園移転改築建築工事等）

#### イ 施設管理上の留意点の引継ぎについて

技術調査での所見のとおり、浸透トレンチシステムの管理、壁面緑化の維持方法、建物西側のサッシュ面の遮光カーテンの必要性・注意事項など主管課及び施設管理者への丁寧な取扱いの説明が必要である。本園は施設管理者が段階的に変わることが予定されており、施設管理上の留意点が円滑、かつ、適切に引き継がれることを要望する。（杉並保育園移転改築建築工事等）

#### ウ 屋外階段について

屋外階段側面における手摺ワイヤーの上下間隔が大きく、状況によっては子供などが転落するおそれがあるので、安全対策を図られたい。（仮称下高井戸公園パークステーション I 建設建築工事等）

#### エ 屋内階段について

エントランスホール屋内階段の裏側空間に人が立ち上がった場合、階段鉄骨凹凸部に人の頭部等が衝突するおそれがあるので、安全対策を図られたい。（仮称下高井戸公園パークステーション I 建設建築工事等）

#### オ 縁石の交差部分について

健康遊具エリアの出入口の縁石交差部分（2 箇所）が鋭角に長く延びており、デザインとしては理解できるが、動線上つまずくおそれがあるので、改善されたい。（仮称下高井戸公園第一期整備工事その 2）

## 3 財政援助団体等監査

### 1 実施期間

平成28年6月29日から平成29年3月28日まで

### 2 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び調査を行うとともに、8団体について実地監査を行いました。また、実地監査対象団体のうち1団体については、公認会計士による会計書類の事前調査を行いました。

### 3 対象

別表（16ページ参照）の団体を対象にしました。

#### （1）補助金等交付団体（62団体）

ア 平成27年度に新規100万円以上の補助金等の交付を受けた団体のうち30団体

イ 平成27年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く。）のうち、おおむね4分の1の団体（26団体）

ウ 監査委員が指定する団体（6団体）

#### （2）出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を区が出資している団体）のうち、指定する団体（3団体）

#### （3）指定管理者のうち、指定する団体（5団体）

### 4 結果

指摘が2項目2件、注意が7項目9件あり、全体を通しての意見・要望を含め、改善を求めました。

#### （1）指摘

##### ア 補助金交付時期について不適切な調整を行っているもの

障害者支援施設マイルドハート高円寺「なでしこ」運営費補助要綱では、団体は四半期ごとに請求書を区長に提出するものとし、区長は当該請求書が提出されたときは、概算払により補助金を交付すると定めている。

しかしながら、本来4月に請求がなされるべき第1四半期分の交付について、第2四半期分の交付時期に第1・第2四半期分をまとめた補助金交付の事務処理を行っていた。

（障害者施設運営助成（運営費補助）《社会福祉法人鵜足津福祉会》、  
障害者生活支援課）

##### イ 補助金額に係る確認不足により、補助金を過払いしているもの

杉並区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱では、事業者は事業の遂

行終了後、1か月以内に事業実施状況報告書により報告することを定めているが、所管課は正式な報告書の提出を受けていなかった。加えて、補助金交付申請額の根拠を確認できない不備な書類様式を使用していたために、すでに交付した補助金が過払い（8,700円）となっていた。

（私立幼稚園一時預かり保育事業費補助《愛和幼稚園》、保育施設担当）

## （２）注意

### ア 補助金交付団体の会計年度終了時における必要な手続を欠いているもの

杉並区学校開放連合協議会補助金交付要綱では、団体から事業報告書及び収支決算書の提出を受け、補助金に余剰が生じたときなどは、補助金の交付決定の全部又は、一部を取り消すことができ、補助金の交付決定を取り消した場合には返還させることができるとしている。

しかしながら、所管課は、事業報告書等の提出を求めず、補助交付額の余剰（68,463円）を、区的意思決定に係る手続を行わずに、団体の次年度予算への繰越しの扱いとすることを口頭で団体へ伝達していた。

（運営助成（文化及びスポーツ活動の推進）《杉並区学校開放連合協議会》、  
学校支援課）

### イ 補助金額の確定に係る確認が不十分であるもの

杉並区ひととき保育・つどいの広場運営費等補助金交付要綱では、事業者は運営費等実績報告書に運営収支決算書等を添えて提出するものとし、運営収支決算書の様式には「内訳及び領収証（写）を添付すること」と記載している。

しかしながら、運営収支決算書の内訳を裏付ける領収証（写）の添付が不足しており、かつ、領収書としての要件を欠いたものが混在して添付された運営費等実績報告書を受理し、書類の内容確認が不十分のまま補助金交付の事務処理を行っていた。補助金額に影響はなかったものの、運営収支決算書の支出額合計の誤り（誤 21,078,495円 → 正 19,878,695円）が判明した。

（ひととき保育・つどいの広場運営事業者（運営助成）《株式会社ニリアバニー》、  
子育て支援課）

### ウ 業務実施時期が会計年度の範囲を超えているもの

杉並区上井草スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書では、会計年度終了後に事業報告書の提出を定めているが、指定管理者が提出した指定管理者年度報告書において、会計年度の範囲を超えた業務実施について、合計で18件 2,637,658円の記載があるにもかかわらず、書類の内容確認が不十分のまま受理していた。

（TAC・FC東京・MELTEC共同事業体《上井草体育館、上井草運動場、上井草温水プール》、  
スポーツ振興課）

## エ 提出された書類の内容確認が不十分であるもの

- ① 杉並区認証保育所運営費等補助要綱に基づき事業者より提出された収入・支出状況表は、収入として記載されている運営費補助金の額に、同じ事業者が運営する併設の民間学童クラブ（コンビプラザ桃井キッズクラブ）分の補助金額が合算され誤った内容となっていたが、書類の内容確認が不十分のまま受理をしていた。

（認証保育所運営費補助《コンビウィズ株式会社》、保育課）

- ② 杉並区私立保育所施設整備等補助金交付要綱に基づき事業者より提出された事業実績報告書において、工事請負契約日が誤って記載され、併記されている着工日と明らかに矛盾する内容であるにもかかわらず、書類の内容確認が不十分のまま受理をしていた。

（私立保育所施設整備等補助《株式会社アイグラン》、保育施設担当）

- ③ 指定管理者が自主事業として行う通年プログラムの教室のうち、チアスクール・バスケットボール教室及びベースボールアカデミー（野球教室）の年会費／授業料について、事業計画書では旧消費税率（5%）を適用した金額を記載し、指定管理者年度報告書では現行消費税率（8%）を適用した金額を記載しており、計画書と報告書とで齟齬をきたしていた。また、冷温水発生機の定期保守について、事業計画書では年6回を予定し、計画通り実施していたが、指定管理者年度報告書では5回分の記載となっているなど、記載に不備があるにもかかわらず、書類の内容確認が不十分のまま受理をしていた。

（TAC・FC東京・MELTEC共同事業体《上井草体育館、上井草運動場、上井草温水プール》、スポーツ振興課）

## オ 必要な通知を漏らしているもの

杉並区家庭的保育事業等施設整備等補助金交付要綱では、補助事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、補助金交付確定通知書により事業者へ通知することと定めている。

しかしながら、提出された事業実績報告書の審査等を行い、交付確定に係る連絡を口頭で伝達していたものの、確定通知書による通知を漏らしていた。

（施設整備等補助《特定非営利活動法人フローレンス》、保育施設担当）

## カ 補助金額の算定方法について整理が必要なもの

杉並区私立保育所施設整備等補助金交付要綱に基づき交付している補助対象経費のうち改修費について、区は、国、都の補助金と区の補助金とを合算した額を補助上限額とし、その算定に当たっては、対象経費実支出額に16分の15を乗じたのち、1,000円未満の端数について四捨五入の処理を行っているが、区の要綱には端数の処理について明記されていない。



施設整備等に係る補助金については、国、都の要綱では1,000円未満の端数は切り捨てることと定められており、区の処理方法はこれと異なっている。

(私立保育所施設整備等補助《株式会社アイグラン》、保育施設担当)

#### **キ 帳簿の記載に誤りがあるもの**

指定管理者の総勘定元帳を調査したところ、リース料の一部において、2月分までしか計上していないもの、6月分から9月分の支払いについて摘要がすべて「5月分」と誤って記載していたものがあった。

(TAC・FC東京・MELTEC共同事業体《上井草体育館、上井草運動場、上井草温水プール》、スポーツ振興課)

### **5 意見・要望**

当監査で指摘・注意とした事案の多くに共通することとして、書類の確認が不十分であることが挙げられる。

補助対象事業者等から提出された書類に誤記載や不整合があっても、見過ごされているものがあり、その後の確認により補助金の過払いが判明した事案もあった。書類の様式については、記載項目の不足等により審査・精査に適した内容となっておらず、支出の根拠とするには不十分なものも見受けられた。また、指定管理者による業務実施に係る報告等においても確認不足のものがあった。

所管課においては、書類様式や根拠規程については、時代の変化に適合するよう適切に見直しをする必要があるとともに、適正な補助金等の交付に係る事務の執行に努められたい。

別表 監査実施団体(※は実地監査を実施)

(1) 補助金等交付団体 (62団体)

ア 平成27年度に新規100万円以上の補助金等の交付を受けた団体のうち、選定した団体 30 団体)

No.	補助対象事業等	監査実施団体
1	非常用発電機等設置に対する補助	秀の湯
2	商店街施設整備、販売促進等の商店街活性化を図る事業補助	阿佐谷商和会
3	地域特性にあった商店街支援事業助成	高円寺商店街連合会
4	商店街装飾灯建設等助成	荻窪川南共栄会
5	杉並プレミアム商品券事務経費	杉並区商店街振興組合連合会
	杉並プレミアム商品券割増金補助	杉並区商店街振興組合連合会
6	障害者グループホーム防火設備整備費補助	特定非営利活動法人ゲンキふじグループ
7	認知症高齢者グループホーム開設準備経費助成	ミモザ株式会社 (ミモザ久我山) ※
	小規模多機能型居宅介護施設開設準備経費助成	ミモザ株式会社 (ミモザ久我山) ※
8	新規開設民営保育施設整備・改修費及び開設前賃料、及び保育士募集費用等の補助	株式会社ASUMO (あすもベビーホーム松庵)
9	認証保育所 (運営費助成)	株式会社global bridge (あい・あい保育園荻窪園)
10		長谷川ナーシングパートナー株式会社 (わらべうた経堂保育園)
11	開設準備経費助成 (病児・病後児保育事業)	株式会社キッズコーポレーション (すぎなみ病児保育室しーず)
12	保育士等キャリアアップ補助 (私立保育所)	株式会社小学館集英社プロダクション (小学館アカデミーにしおぎ南保育園)
13		株式会社WITH (ういず阿佐ヶ谷駅前保育園)
14		株式会社ベネッセスタイルケア (ベネッセ杉並和泉保育園)
15	保育士等キャリアアップ補助 (認証保育所、認可外保育施設)	株式会社マリア保育園 (マリア保育園)
16		株式会社京王子育てサポート (京王キッズプラッツ永福町)
17		コンビウィズ株式会社 (コンビプラザ桃井保育園) ※
	運営費助成、保育力強化事業助成	コンビウィズ株式会社 (コンビプラザ桃井保育園) ※
18	運営費補助 (保育サービス推進事業)	学校法人アルウィン学園 (野のはな空のとり保育園)
19		株式会社ひのまるキッズガーデン (ひのまるキッズガーデン)
20	定期利用保育事業運営補助等	特定非営利活動法人 お年寄りと子どもの家杉並
21	私立幼稚園一時預かり保育事業費補助	愛和幼稚園

No.	補助対象事業等	監査実施団体
22	次世代育成基金活用事業助成	だれでも農村体験プロジェクト実行委員会
23	杉並区受験生チャレンジ支援貸付事業助成	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会
24	緊急医療救護所整備・運営助成	医療法人社団東京医心会ニューハート・ワタナベ国際病院
25	阿佐谷南・高円寺南地区の不燃化助成及び震災救援所周辺等の建築物不燃化建替者	株式会社オープンハウス・ディベロップメント
26	老朽建築物除却・設計費等助成／老朽建築物除却費助成	ワースクリード株式会社
27	耐震改修助成、精密診断助成	富士山商事株式会社（YAハイツ高円寺）
28		山崎製パン株式会社（山崎製パン株式会社新館、増築館）
29	耐震改修助成、精密診断助成	阿佐ヶ谷ダイヤモンドマンション管理組合（阿佐ヶ谷ダイヤモンドマンション）
30	屋上・壁面緑化実施者のための一部助成	小原建設株式会社
計（30団体）		

イ 補助金等交付団体（平成27年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く）のうち、おおむね4分の1の選定した団体 26団体）

No.	補助対象事業等	監査実施団体
1	運営助成（国際国内交流の推進）	杉並区交流協会
2	障害者ショートステイ事業運営費補助	社会福祉法人東京家庭学校
3	運営助成及び交通費・給食費助成、家賃助成、送迎サービス事業費補助	社会福祉法人かたつむり会（ワークショップ・かたつむり）
4		社会福祉法人視覚障害者支援総合センター（チャレンジ）
5		特定非営利活動法人あおば福祉会（リブレ、パルテ）
6		特定非営利活動法人ラルゴ（工房ラルゴ）
7	障害者施設運営助成	社会福祉法人済美会（杉並区重度知的障害者通所施設「グッドスマイル」）
8		社会福祉法人鶴足津福祉会（障害者支援施設マイルドハート高円寺「なでしこ」）※
	心身障害者施設の施設整備費の補助（建設助成）	社会福祉法人鶴足津福祉会（障害者支援施設マイルドハート高円寺「なでしこ」）※
9	認知症高齢者グループホーム建設助成	社会福祉法人奉優会（優っくりグループホーム沓掛）
10		TOMOT株式会社（ミモザ久我山）※
9-2	認知症高齢者グループホーム開設準備経費助成	社会福祉法人奉優会（優っくりグループホーム沓掛）
10-2	小規模多機能型居宅介護施設建設助成	TOMOT株式会社（ミモザ久我山）※

No.	補助対象事業等	監査実施団体
11	ひととき保育・つどいの広場運営事業者 (運営助成)	特定非営利活動法人すぎなみ子育てひろば chouchou
12		株式会社ニリアバニー
13	新規開設民営保育施設の整備・改修費及び 開設前賃料、及び保育士募集に要する費用 等の補助	社会福祉法人清香会（荻窪りとるぱんぷきん ず）
14		社会福祉法人フィロス（ゆめの樹保育園おぎ くぼ）
15		株式会社アイグラン（あい保育園久我山）※
16		合同会社Agape（Agape井草保育園）
17		特定非営利活動法人フローレンス（おうち保 育園えいふくちょう）
18	運営助成（認証保育所）	株式会社日本保育サービス（アスク永福保育 園）
19		株式会社ポピンズ（ポピンズナーサリース クール阿佐ヶ谷）
20		株式会社マミーズエンジェル（マミーズエン ジェル高円寺駅前保育園）
21		株式会社我喜大笑（保育園 夢未来 井荻 園）
22		株式会社コミュニティハウス（ラフ・クルー烏 山保育園）
23	私立幼稚園長時間預かり事業費補助	学校法人野上学園（久我山幼稚園）
24	耐震改修助成、精密診断助成	クレスト西荻窪管理組合（クレスト西荻窪北 棟）
25		マンション荻窪管理組合（マンション荻窪）
26	運行経費等の助成	関東バス株式会社（かえて路線）
計（26団体）		

ウ 補助金等交付団体（監査委員が指定する団体 6 団体）

No.	補助対象事業等	監査実施団体
1	開設助成（放課後等デイサービス）	一般社団法人くるみの会
2	介護老人保健施設建設助成	社会医療法人河北医療財団（介護老人保健施 設シーダ・ウォーク）※
3	保育従事職員家賃補助（私立保育所）	社会福祉法人東の会（杉並大宙みたけ保育 園）
4	文化芸術活動助成	トロールの森実行委員会
5	地域福祉活動推進事業補助	特定非営利活動法人友愛ヘルプ
6	運営助成（文化及びスポーツ活動の推進）	杉並区学校開放連合協議会
計（6 団体）		

(2) 出資団体(3団体)

No.	監査実施団体
1	杉並区土地開発公社
2	公益社団法人杉並区成年後見センター
3	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

(3) 指定管理者(5団体)

No.	監査実施団体	管理施設名
1	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社・株式会社協栄共同事業体	高井戸地域区民センター、高齢者活動支援センター、高井戸温水プール
2	社会福祉法人東京家庭学校 ※	高井戸保育園
3	コンビウイズ株式会社	高円寺北保育園
4	TAC・FC東京・MELTEC共同事業体 ※	上井草体育館、上井草運動場、上井草温水プール
5	丸善・三幸共同事業体	成田図書館、阿佐谷図書館
計(5団体)		(10施設)

## 4 行政監査「有料頒布刊行物、販売物品及び金券類の管理について」

### 1 テーマ選定の趣旨

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定めています。

有料頒布刊行物、販売物品及び金券類は、いずれも地方公共団体の財産（物品）であり、換金性もあることから、不正や盗難などの事故がないよう特に注意が必要であるため、それらの管理について監査のテーマとして選定しました。

なお、金券類については、近年、子育て応援券、長寿応援ポイント、交通系ICカードなど、区民等に販売又は配布するものが増加傾向にあり、窓口においてそれらを取り扱う機会が増えてきていることから、区民等に販売又は配布するものを対象としました。

### 2 監査の主な視点

- (1) 現品の引渡し、保管、受払い等の過程において、会計管理者通知等に基づき、検査、管理等が適切に行われているか
- (2) 金券類について、受払簿の処理は適切に行われているか、有料頒布刊行物及び販売物品について、金券類の管理に準じて台帳の整備は行われているか
- (3) 販売代金の金銭管理は適切に行われているか
- (4) 販売委託等をする場合、適切に契約を取り交わしているか
- (5) 財務会計システムに関する処理は、適切に行われているか

### 3 実施期間

平成28年9月28日から平成29年4月28日まで

### 4 監査対象と対象部局

全ての課及び事業所について、対象物品の有無も含め書面調査を行い、その結果、以下の対象について監査を実施しました。

#### (1) 有料頒布刊行物販売関連

対象部局
政策経営部情報政策課
教育委員会事務局生涯学習推進課郷土博物館

#### (2) 販売物品関連

対象部局	対象物品
区民生活部産業振興センター	なみすけ関連商品
都市整備部交通対策課	すぎ丸関連商品

### (3) 金券類関連

対象部局	対象物品
総務部総務課	区内共通商品券、全国共通商品券
区民生活部区民課（高井戸区民係）	子育て応援券
区民生活部産業振興センター	各種興行チケット、区内共通商品券（販売分）、図書カード（販売分）
保健福祉部障害者施策課	福祉タクシー利用券、リフト付きタクシー補助券、東京都都営交通無料乗車券
保健福祉部高齢者施策課	長寿応援ポイント、区内共通商品券
保健福祉部子育て支援課	子育て応援券、休養ホーム日帰り施設特別利用券、東京都都営交通無料乗車券
保健福祉部保育課（本天沼保育園、浜田山保育園を含む）	延長スポット保育利用券
保健福祉部杉並福祉事務所（荻窪事務所）	公衆浴場入浴券、休養ホーム日帰り施設特別利用券、東京都都営交通無料乗車券
都市整備部交通対策課	交通系ICカード
環境部ごみ減量対策課	有料ごみ処理券
環境部杉並清掃事務所（本所）	有料ごみ処理券
教育委員会事務局学校支援課	学校施設使用券
教育委員会事務局スポーツ振興課	温水プール使用券

## 5 実施方法

対象部局のヒアリング及び書面調査を行ったほか、実地監査及び金券類の受払簿及びその関連書類、有料頒布刊行物・販売物品の台帳及びその関連書類、対象物品の売払いに係る現金出納簿等について、監査を実施しました。

## 6 結果及び意見・要望

有料頒布刊行物、販売物品及び金券類の管理状況は、全体としては概ね適切に管理されていましたが、改善の余地があると思われる以下の18項目について、意見・要望を述べました。

### (1) 有料頒布刊行物の販売

保管、販売代金の金銭管理、財務会計システムの処理、販売委託をする場合の契約（覚書）の取り交わし等は適切に行われ、全体としては適切に管理されていたが、一部において以下のような事例が見受けられた。

ア 郷土博物館において、本館と分館の間における1種類の刊行物の引渡しにおいて、両者の台帳上の払出数、受入数に一致していない箇所（平成27年11月1日）が見受けられた。

現品の引渡しにおいては、数量及び内容の確認を徹底されたい。

イ 郷土博物館において、記帳漏れ、日付の記載誤り及び上記アで述べたことによつて、台帳と現品の残高数が一致していないものが4種類の刊行物に見受け

られた。

所管においては、台帳への記帳は、誤りのないよう確認を徹底されたい。

また、平成25年3月22日付けの政策経営部財政課長及び会計管理室会計課長連名の通知「有料頒布刊行物及び販売物品の歳入科目について」では、有料頒布刊行物について、在庫管理を徹底することとしている。

同通知に基づき、現品との照合を徹底し、適切に在庫を管理されたい。

## (2) 販売物品

購入による現品の引渡し、台帳の記帳、販売代金の金銭管理、財務会計システムの処理、販売委託をする場合の契約の取り交わし等は適切に行われ、全体としては概ね適切に管理されていたが、一部において以下のような事例が見受けられた。

ア 保管場所については、いずれも鍵のかかる倉庫に保管され、保管状態は概ね良好であったが、産業振興センターのなみすけ関連商品については、同センター内の倉庫のみでは足りず、他に同センター外の2か所の施設の倉庫も使用しており、販売委託事業者へ商品を引き渡す際や在庫管理などにおいて、非効率な面が見受けられた。

保管場所については物理的な制約があり、早急に改善するのは困難であると思われるが、より業務の効率化を図ることが可能な保管場所を確保することについて、検討されたい。

イ 廃棄をする際に、いずれも決裁等による意思決定が行われていなかった。

販売を行っている物品の管理方法として、不正防止の観点からも、廃棄をする場合は数量等を明らかにし、決裁等による意思決定を行うよう努められたい。

また、この場合、汚損や破損などが主な原因であるが、廃棄の条件や手続などの基準を設け、それらを明確にしておくことが望ましい。

ウ 無料で配布する際に、いずれも決裁等による意思決定が行われていなかった。

販売を行っている物品の管理方法として、不正防止の観点からも、無料で配布する場合は数量等を明らかにし、決裁等による意思決定を行うよう努められたい。

また、この場合、有料で購入する人がいる一方、無料で配布を受ける人がいるという状況も想定されるため、公平性の観点から、無料配布する条件や手続などの基準を設け、それらを明確にしておくことが望ましい。

## (3) 金券類

購入による現品の引渡し、保管、受払簿の記帳、販売代金の金銭管理、財務



会計システムの処理、販売や配布委託をする場合の契約の取り交わし等は、一部を除き概ね適切に管理されていたが、以下のとおり、早急な改善が必要と思われる事例が複数見受けられた。

ア 障害者施策課の東京都都営交通無料乗車券は、購入によらず、東京都から引渡しを受けているものであるが、数量や内容の確認は行われていたものの、事業担当者1名のみでその確認を行っていた。

物品の購入の場合には、杉並区契約事務規則により、検査員が検査を行う際に、物品出納員がこれに立ち会わなければならない旨が定められているが、購入によらずに引渡しを受けるものについては、このような検査の定めはない。しかし、東京都都営交通無料乗車券は、過去においてインターネット上で売買されるということも起きており、複数名で確認を行うなど、組織として誤りが起きないように仕組みを検討されたい。

イ 高齢者施策課の区内共通商品券については、配布を委託している事業者に引き渡した分について、区の保有分と同一の場所に保管し、区の職員が委託事業者に代わり、保管場所からの取出し及び保管場所への格納を行っていた。

また、区と委託事業者の保有分の区別が明確になっていなかった。

責任の所在が不明確であるため、早急に是正されたい。

ウ 受払簿を備えていなかったもの、また、証拠書類の取り交わし等が行われていなかったもの

① 高齢者施策課の長寿応援ポイントについては、受払簿を備えていなかった。

杉並区物品管理規則では、「物品管理者は、金券類その他会計管理者が必要と認める物品については、物品受払簿を備え、その使用状況及び残高を明らかにしておかなければならない。」とされている。

所管課においては、金券類を取り扱う場合は、同規則に基づき、早急に受払簿を備えられたい。

② 子育て支援課の東京都都営交通無料乗車券について、月に1回在庫数を確認するための表は作成されていたが、日々受払いを記帳する受払簿を備えていなかった。

上記①と同様に、早急に受払簿を備えられたい。

③ 高齢者施策課の長寿応援ポイント及び区内共通商品券並びに学校支援課の学校施設使用券について、販売や配布を事業者に委託しているが、金券類の委託事業者への引渡しにおいて、区と委託事業者との間で引渡書や受領書などの書類の取り交わしがされていなかった。

ただし、学校支援課の学校施設使用券については、委託事業者にゆうパックで送付しており、区は委託事業者が受け取った際に、委託事業者から電話により、数量及び内容を確認した旨の連絡を受けている。

所管課においては、確実に受払いを行うため及び責任の所在を明確にするために、受払いを行った事実を客観的な記録として残しておくことが望ましい。

- エ 高齢者施策課の区内共通商品券について、受払簿上は配布を委託している事業者に、必要の都度、払い出している形態をとっているものの、区から引き渡していないこととなっている分まで、実際は委託事業者が取り扱っており、全体の数量に誤りはないが、区と委託事業者の保有分の区別が明確ではなく、現品の実態に合っていない記帳内容となっていた。

実際の事業運用と受払簿の内容がかい離し、不適切であり、責任の所在が不明確であるため、早急に是正されたい。

- オ 受払簿に誤りがあったもの、また、受払簿と現品の残高数が一致していなかったもの等

- ① 障害者施策課の福祉タクシー利用券及びリフト付きタクシー補助券の受払簿の記帳において、払出しの記帳漏れが計20件見受けられ、そのため、受払簿と現品の残高数が不一致となっていた。

会計管理者通知では、担当者以外の者が適宜、金券等受払簿及び関係書類等の確認を行うなど二重チェックを必ず行うこととしているとともに、現在高の確認について、各月末ごとに受払簿の残枚数と現品との照合を行うこととしている。

所管課においては、同通知に基づき、受払簿等の確認及び現品との照合を徹底されたい。

- ② 子育て応援券について、調査当日において、受払簿と現品の残高数は一致していたものの、平成28年度当初に区民課高井戸区民係が子育て支援課から受け入れた450セットを400セットと誤って記帳し、同年の8月末まで誤りが発見されず、5か月分の残高欄を遡って訂正していた。

また、同年10月20日に残高数を誤って1枚少なく記帳し、10月末まで誤りが発見されず、11日間遡って訂正していた。

所管課においては、会計管理者通知に基づき、受払簿等の確認及び現品との照合を徹底されたい。

また、訂正が必要な場合は、遡及訂正は行わず、杉並区物品管理規則に基づき、適正に処理されたい。

- ③ 障害者施策課の東京都都営交通無料乗車券について、東京都から受け入れ、他課に配布しているものだが、東京都から受け入れた全体の数量及び他課に配布した数量の記帳が漏れていた。

受払簿については、現品の実態に則した記帳が必要であり、適正に処理されたい。

- ④ 杉並福祉事務所荻窪事務所の東京都都営交通無料乗車券の受払簿について、平成28年8月の月締めを行った後に、同年8月及び9月中の払出し分を10月の日付で誤って記帳しているものが複数見受けられた。

受払簿の内容については、会計管理者通知に基づき、確認を徹底されたい。

カ 廃棄の手続において、決裁等による意思決定を行っていないもの等廃棄についての決裁等による意思決定の有無は、以下のとおりであった。

分類	件数	該当する課及び金券類
a 決裁あり	2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミ減量対策課 [有料ゴミ処理券]</li> <li>・ 杉並清掃事務所 (本所) [有料ゴミ処理券]</li> </ul>
b 決裁なし (有効期限が過ぎてから廃棄)	3件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業振興センター [各種興行チケット]</li> <li>・ 障害者施策課 [福祉タクシー利用券] ・ [リフト付きタクシー補助券]</li> </ul>
c 決裁なし (有効期限なし又は有効期限内のものも含め廃棄)	4件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者施策課 [長寿応援ポイント]</li> <li>・ 子育て支援課 [子育て応援券] ・ [休養ホーム日帰り施設特別利用券]</li> <li>・ 保育課 [延長スポット保育利用券]</li> </ul>
d 廃棄をしていない	16件	

- ① 汚損、破損及び有効期限切れのものなどについて、廃棄を行っているが、上表中のb及びcに記載しているものについて、決裁等による意思決定が行われていなかった。

金券類の管理方法として、不正防止の観点からも、廃棄をする場合は数量等を明らかにし、決裁等による意思決定を行うよう努められたい。

また、この場合、汚損や破損、有効期限切れなどが主な原因であるが、廃棄の条件や手続などの基準を設け、それらを明確にしておくことが望ましい。

なお、延長スポット保育利用券については、金券類の扱いとはなっていないが、金券類に近い機能を持っていることからすると、上記の2点について、同様に扱うことが望ましい。

- ② 高齢者施策課の長寿応援ポイントは、配布年限が過ぎたものは、区内共通商品券への引き換え可能な期間内であっても廃棄し得るものであるが、所管課においては、その廃棄処分を当該長寿応援ポイントの印刷請負事業者へ契約条項として定めることなく依頼していた。

事故や不正防止の観点からも、所管課においては、早急に是正されたい。

キ 公衆浴場入浴券については、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合から購入しているが、杉並福祉事務所荻窪事務所において、最も在庫が少ない時期で、約21,000枚（額面にして約950万円分）を保有していた。

会計管理者通知では、適正在庫の確保について、計画的に購入を行い、必要以上の枚数が在庫とならないよう留意することとしている。

事故が発生した場合のリスクが高いことや不正防止の観点からも、所管課においては、同通知に基づき、適正な在庫数となるよう、計画的に購入されたい。

ク 杉並清掃事務所における有料ごみ処理券の販売代金を公金化するための金融機関への払込みについて、杉並区会計事務規則では、即日又は翌日に払い込まなければならないとされているが、即日又は翌日に払込みがされていないものが、平成28年度において23件見受けられた。

所管課においては、同規則に基づき、適正に払込みをされたい。

ケ その他

① 高齢者施策課の長寿応援ポイント事業において、長寿応援ポイント（シール）を対象事業の参加者へ配布する役割を担っているポイントシール管理者に、謝礼としてひと月当たり500円分の区内共通商品券を送付している。

これについては、平成21年7月の杉並区長寿応援ポイント事業検討委員会報告書において、ポイントシール管理者への謝礼は、「四半期毎に1,500円分の区内共通商品券とする。」とされており、同年7月30日の経営会議において報告了承されている。しかしながら、実際の送付に当たって、その根拠となる要綱や決裁文書がなかった。

また、謝礼用区内共通商品券の送付は、委託事業者により行われているが、送付した件数は、所管課において、委託事業者から報告を受けているものの、実際に謝礼を送付した相手先の一覧など、その内訳について報告を受けていなかった。

ポイントシール管理者への謝礼として、区内共通商品券を送付するに当たっては、要綱においてその旨を規定するなど、その根拠を明確にするとともに、委託業務の執行状況を適切に把握されたい。

② 本天沼保育園の延長スポット保育利用券について、販売用につり銭として1万円を保有しているが、1日の購入者数等によっては、つり銭が不足する場合があります、販売することができなくなる事例があった。

所管においては、販売に支障のないよう、これまでの実績を踏まえ、必要な額につり銭を用意されたい。

#### (4) 総括的な意見

##### ア 区全体の共通ルールの策定

今回の監査対象の中には、受払い時の内容・数量確認が十分でない事例が見受けられた。

区が扱うこれらの物品は、内容、数量、性質及び受払い方法などが様々であり、全てを一律に取り扱うことはできない。しかし、受入れ、保管、払出し、回収、廃棄といった一連のライフサイクルの各段階における内容・数量の確認方法（例：複数名による確認）や、委託事業者等に現品を引き渡す際の手続など共通して考えられる基本的ルールについては、これを確立するよう、会計管理室において検討されたい。

##### イ 事務の効率化と誤りの防止

今回の監査対象の中には、その取扱いの詳細な手順を示したマニュアルを作成し、誤りの発生しやすい部分を中心に、毎年度課内で検討し、改定することにより、事務処理を改善している事例があった。

マニュアルやチェックリストなどは、それ自体万能なものではなく、そこに記載のない事項については、見落としがちになるという短所もある。

しかし、日々行政課題に取り組み、多忙な所管課であればこそ、決定的に重要な箇所について、チェックリストなどにより漏れなく効率的に確認を行い、誤りを未然に防止することが有効である。

その際、重大なリスクが発生する可能性のある部分を重点的に記載し、あわせて、職層ごとに異なる視点で重層的にチェックを行うように工夫することが望ましい。

各所管課においては、上記のような、組織的なリスク管理を図られたい。

##### ウ 無料配布・廃棄の基準の明確化

有料頒布刊行物、販売物品及び金券類について、販売しているものを無料配布する場合には、公平性及び説明責任の観点から、その条件や手続などを明確にしておくことが望ましい。

また、これらの物品は、公金が形を変えたものであることから、廃棄をする場合にも、その条件や手続などを明確にしておくことが望ましい。

##### エ ルールの順守と継続的見直し

各所管課においては、今回の監査対象物品は、公金が形を変えたものであることを銘記し、定められたルールの順守はもとより、組織としてその管理体制が常に適切なものとなるよう、継続的に検討・運用されたい。

また、既存の仕組みについて、現状と照らし合わせたときに、不要又は過剰となっているものがないか等、時代の変化に適合するよう、適切に見直しをする必要がある。

## 5 住民監査請求による監査

平成28年度における住民監査請求は6件で、その概要及び監査の結果等は、次のとおりです。

	件名及び請求の概要	監査の結果及び判断の要旨
1	<p><b>「政務活動費について」</b> (收受日：平成28年4月13日)</p> <p>区議会議員（渡辺議員）の平成26年度の政務活動費のうち、ホームページ管理費の支出は違法又は不当であり、同議員に返還を求めるよう区長に勧告することを求める。</p>	<p><b>却 下</b> (通知日：平成28年4月22日)</p> <p>住民監査請求は、違法又は不当な財務会計行為により区に損害が発生し、又はそのおそれがあることがその要件の一つとされているが、本件においては、監査請求後に、請求人が違法又は不当と主張する支出相当額が区に返還されており、区に損害が発生し、又はそのおそれがあるということとはできず、同議員に返還を求めるよう区長に勧告する必要がないことは明らかである。</p> <p>したがって、本件請求は適法な住民監査請求に当たらないため、却下とした。</p>
2	<p><b>「政務活動費について」</b> (收受日：平成28年4月13日)</p> <p>区議会議員（大熊議員）の平成26年度の政務活動費のうち、①事務費、②区政報告及び区政報告会に要した費用、③ホームページ管理料、④ガソリン代並びに⑤杉並区議会自由民主党のチラシの費用の各支出は違法又は不当であり、同議員に返還を求めるよう区長に勧告することを求める。</p>	<p><b>一部棄却、一部却下</b> (通知日：平成28年6月8日)</p> <p>請求人が違法又は不当と主張する各支出について、政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要する経費細目」等に照らし、また、使途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断した結果、違法又は不当と認められるものはなかった。</p> <p>したがって、本件請求には理由がないものと認められるため、棄却とした。</p> <p>なお、収支報告書及び出納簿の訂正により区に返還された支出に係る部分については、却下とした。</p> <p><b>[意見・要望]</b></p> <p>区議会に対し、私的活動（使用）が混在する場合の按分の割合（上限）の妥当性について再検討するとともに、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討するよう要望した。</p>

	件名及び請求の概要	監査の結果及び判断の要旨
3	<p>「政務活動費について」 (收受日：平成28年4月28日)</p> <p>区議会の会派（無所属区民派）及び議員（31議員）の平成26年度の政務活動費のうち、①月極駐車場料金、②自宅兼用議員事務所の光熱水費、③ホームページ代、④携帯電話代、⑤ガソリン代、⑥視察費、⑦区政報告関係費用、⑧駐車料金、⑨交通費及び⑩人件費の各支出は違法又は不当であり、同会派及び同議員に返還を求めるよう区長に勧告することを求める。</p>	<p>一部棄却、一部却下 (通知日：平成28年6月24日)</p> <p>請求人が違法又は不当と主張する各支出について、政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要する経費細目」等に照らし、また、使途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断した結果、違法又は不当と認められるものはなかった。</p> <p>したがって、本件請求には理由がないものと認められるため、棄却とした。</p> <p>なお、収支報告書及び出納簿の訂正により政務活動費への計上を取り消された支出に係る部分等については、却下とした。</p> <p><b>[意見・要望]</b> 区議会に対し、私的活動（使用）が混在する場合の按分の割合（上限）の妥当性について再検討するとともに、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討するよう要望した。</p>
4	<p>「政務活動費について」 (收受日：平成28年5月27日)</p> <p>区議会の会派（無所属区民派）及び議員（横田議員）の平成27年4月分の政務活動費のうち、①区政報告送料、②人件費及び③ホームページ維持管理費の各支出は違法又は不当であり、同会派及び同議員に返還を求めるよう区長に勧告することを求める。</p>	<p>棄却 (通知日：平成28年7月15日)</p> <p>請求人が違法又は不当と主張する各支出について、政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要する経費細目」等に照らし、また、使途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断した結果、違法又は不当と認められるものはなかった。</p> <p>したがって、本件請求には理由がないものと認められるため、棄却とした。</p> <p><b>[意見・要望]</b> 区議会に対し、①按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分すること、②金券類による支払を認めることの妥当性・必要性並びに③一定期間にわたり役務の提供を受ける場合における支出の対象となる期間を明示した書面の提出の義務付けなどについて検討するよう要望した。</p>

	件名及び請求の概要	監査の結果及び判断の要旨
5	<p>「旧永福南小学校（教室棟）解体及びビーチコート新設等について」 （収受日：平成28年7月11日）</p> <p>築29年で、これから20年以上使用可能な旧永福南小学校（教室棟）を安易に解体し、その跡地にビーチコートを整備すること等は裁量権の逸脱又は濫用に当たり、違法又は不当であり、旧永福南小学校（教室棟）の解体及び同地におけるビーチコートの新設並びに久我山東原公園における保育施設用地整備工事に係る公金の支出を差し止めるよう、区長及び教育委員会に対して勧告することを求める。</p>	<p>棄 却 （通知日：平成28年8月31日）</p> <p>旧永福南小学校跡地をどのように活用するのかについては、様々な区民ニーズ、区立施設全体の状況、財政事情等の諸般の事情を総合的に考慮して政策的な見地から判断されるものであり、区の合理的な裁量判断に委ねられているものと解され、明らかに必要性の認められない施設を設置するなど、その判断に裁量権の逸脱又は濫用があると認められる場合を除き、違法又は不当とはならないと解するのが相当であり、旧永福南小学校（教室棟）を解体し、ビーチコートを整備することに裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められないことから、違法又は不当であるということとはできない。</p> <p>また、区は、待機児童解消の緊急性・重要性や公園の有する諸機能などを比較衡量し、総合的に勘案した結果、久我山東原公園等の区立公園の全部又は一部を保育施設に転用するという選択に至ったものと認められ、こうした区の判断が合理性・妥当性を欠くということとはできず、久我山東原公園の一部を廃止して保育施設を整備することに裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められないことから、違法又は不当であるということとはできない。</p> <p>したがって、本件請求には理由がないものと認められるため、棄却とした。</p>
6	<p>「非常勤職員の報酬について」 （収受日：平成28年11月9日）</p> <p>非常勤職員である増田顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）に対する平成28年9月分の報酬の支出は、区長の裁量権の濫用による違法な規則変更や支出負担行為等に基づいた違法、無効なものであり、返還請求させる等の必要な措置をとるよう、区長に対して勧告することを求める。</p>	<p>棄 却 （通知日：平成28年12月22日）</p> <p>地方公共団体の非常勤の職員について月額報酬制その他の日額報酬制以外の報酬制度を採る条例等の規定が地方自治法第203条の2第2項に違反するか否かについては、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情を総合考慮して、当該規定の内容が裁量権の範囲を超え又はこれを濫用するものであるか否かによって判断すべきものと解するのが相当であり、本件顧問に関する上記の諸般の事情を総合考慮すれば、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められないことから、本件支出は違法、無効であるということとはできない。</p> <p>したがって、本件請求には理由がないものと認められるため、棄却とした。</p>



# 平成28年度 杉並区監査方針

平成28年2月29日

監査委員決定

## 1 監査の基本方針

わが国の景気は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復が続いているとされるものの、原油価格の下落や中国をはじめとする新興国・資源国経済に対する先行き不透明感などから、金融市場は世界的に不安定な動きとなっている。

こうした状況を受け、区財政においては、平成28年度は区税収入などにおいて一定の増収が見込まれる一方で、保育需要の高まりに伴う保育関連経費等の増加や法人住民税一部国税化の平年度化に伴う影響額の増大などから、依然厳しい状況が続くことが見込まれる。

区は、平成28年度一般会計の当初予算(案)編成に当たり、「減災対策等の充実による地域の安全・安心の拡大」「多様な連携・交流によるにぎわいの拡大」「福祉の更なる充実で区民生活の安心を拡大」「次世代支援・教育の拡充」「区民との双方向コミュニケーションの拡充」という5つの視点に重点を置いた。予算規模は、前年度と比べて4.2%増の1,719億円余となっている。

少子高齢化が進行する中で持続的に区民福祉の向上を図っていくため、施設再編整備計画に基づく取組、要介護高齢者の増加への対応や少子化対策など様々な分野において、いっそう計画的・効率的な行政執行に努め、基本構想の実現に向けた取組と持続可能な財政運営を両立させていくことが区には求められる。

こうした状況を踏まえ、平成28年度の監査は、公正かつ効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に効果的に実施する。

- (1) 事務事業について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- (2) 指摘等に対する改善状況を適切に把握し、監査の実効性を高める。
- (3) 区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

## 2 各監査の方針

各監査は次の方針により実施する。実施に当たっては、各監査の実施計画を別途定める。

### (1) 定期監査

平成27年度及び平成28年度の監査実施当日までに執行された事務事業に対する基本的な監査として、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務が法令等に適合し、適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向け経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施する。

実施に当たっては、重点事項を設定する。

対象は、庁内全部局及び事務事業の執行状況を勘案して抽出した庁外施設とする。

## (2) 工事監査

平成28年度執行の工事について、工事規模等を勘案して抽出し、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の工程が適法かつ適正に行われているかに主眼を置き実施する。

監査を効果的に実施するために、専門技術的な事項については外部の専門機関に技術調査を委託する。

## (3) 行政監査

区の事務事業の中から監査テーマを選定し、その事務事業が経済的、効率的、効果的に行われているかに主眼を置き実施する。

なお、テーマの選定に当たっては、過去の監査結果、事務事業の執行状況、社会情勢等を十分に考慮する。

## (4) 財政援助団体等監査

平成27年度における補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）の中から、補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的等を勘案して対象を抽出し、以下の観点に主眼を置き実施する。

### (ア) 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付した団体について、経費の使途が適法かつ適正であるか、事業が補助目的や交付規程に沿って適切かつ効果的に執行されているか等の観点から監査する。

### (イ) 出資団体監査

区が出資等を行っている出資団体について、事業運営や会計経理が出資等の目的や約款等に沿って適切に執行されているか等の観点から監査する。

### (ウ) 指定管理者監査

区立施設の指定管理者について、施設の設置目的に基づいた管理運営や経理の業務等が区との協定書に沿って適正に執行されているか等の観点から監査する。

併せて、所管部局に対しては、補助金交付規定等の整備、補助金等の交付手続及び指定管理者の指定手続が適正か、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているか等の観点から監査する。

## (5) 決算等審査

区長からの付託を受け、平成27年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況について、以下の観点に主眼を置き実施する。

### (ア) 決算審査

一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているか、予算執行や財産管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査する。

### (イ) 基金運用状況審査

基金運用状況報告の計数が正確なものになっているか、基金の運用及び管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

### (6) 健全化判断比率審査

区長からの付託を受け、健全化判断比率及び算定の基礎となる附属資料は適正かに主眼を置き実施する。

### (7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、収入支出に関わる記録、証拠書類等から毎月の計数が正確なものになっているか、現金や証書類の保管が適切にされているかに主眼を置き実施する。併せて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

### (8) 随時監査

財務に関する事務の執行等に誤謬や不正が発生する恐れがある場合又は新たな検証を要する場合に、当該事務等について合规性、経済性、効率性、有効性等の観点に留意して実施する。

### (9) 住民監査請求による監査等

住民の請求、区長や議会の要求による監査は、請求等に応じて的確に実施する。

## 3 監査の期間

監査期間は、4月から出納整理期間が終了する翌年5月までとし、各監査の期間は次のとおりとする。

監査種別 及び 対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期監査	政策経営部	■	■	■	■									
	総務部・会計管理室	■	■	■	■									
	区民生活部		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	保健福祉部					■	■	■	■	■	■	■	■	■
	都市整備部		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	環境部			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	教育委員会事務局 (学校を含む。)							■	■	■	■	■	■	■
	行政委員会事務局等								■	■	■	■	■	■
工事監査					■	■	■	■	■	■	■	■	■	
行政監査				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
財政援助団体等監査					■	■	■	■	■	■	■	■	■	
決算・健全化判断比率等審査				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
例月出納検査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

※随時監査は必要と認めたときに、住民監査請求による監査等は請求等に応じて実施する。

※例月出納検査は、原則として毎月22日(事務局)及び28日(監査委員)に実施する。

## 平成28年度監査に関与した監査委員

(平成29年5月15日現在)

区 分	氏 名	在任期間
監査委員	上 原 和 義	平成27年6月29日から
	三 浦 邦 仁	平成28年6月29日から
	浅 井 邦 夫	平成28年5月19日から
	河 津 利 恵 子	平成28年5月19日から
前監査委員	岩 崎 英 司	平成24年6月29日から 平成28年6月28日まで
	富 本 卓	平成27年5月19日から 平成28年5月18日まで
	太 田 哲 二	平成27年5月19日から 平成28年5月18日まで

すぎなみの監査 ～平成28年度 監査実施結果の概要～

平成29年5月

杉並区監査委員事務局

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111 (代表)

登録印刷物番号

29-0011